

国際人権活動

2015年10月13日 (火) 第128号

国連経社理特別協議資格NGO
 国際人権活動日本委員会
 〒170-0005東京都豊島区南大塚
 2-33-10 東京労働会館 1F
 tel:03-3943-2420 fax:03-3943-2431
 e-mail:hmr rights@yahoo.co.jp

戦争法の国会通過

私たちは、いま何を考えたらよいか

議長 鈴木 亜英

戦争法が国民の猛烈な反対運動のなか、国会を通過した。立憲主義も民主主義も、そして法治主義さえ蹴らして、安倍内閣は国民の命と安全を守るためと嘯いて、乱暴狼藉を働いた。なんでこんなことが許されるのか。民主主義は多数決と言い切る安倍首相の云う「多数」とは小選挙区制の偽瞞で得られた、正味はわずか三割の民意に過ぎない。さらに公明党の加勢を得て、衆参院の圧倒的多数の議席で押し切ったのがこの戦争法である。多くの国民は（珍しく）本気で怒り、頑張ったのではないか。そう思う。

私はと云えば、反対集会の講師を引き受けたために、寝ても覚めても戦争法の勉強となってしまう、夏の虫採りは諦めた。駅頭で何回もマイクを握り、国会行動は炎天・雨天のなか、「ゼツタイハンタイ」に声を枯らした。

55年前の60年安保は19歳の若さであったが、今は立っているだけで足のむくみが加速する後期高齢者の私にはきつい夏であった。それでも最後の4日間は装甲車に前景を遮られながらも、志を同じくする仲間たちと心を通わせながら、闇夜に立ち続けた。

立っているだけだったが、この政治をなんとか変えなければと云う思いが沸々と迫ってきた。「安倍はやメロ」のこのうねりを現実の政治勢力に反映させる道は何かである。

予定されている南スーダンへの駆けつけ警護をストップさせ、戦争法そのものを廃止する方策は、選挙に尽きる。「今国会での法案成立に反対」に手を挙げた7割の国民を大同団結させる外はないのだ。日本共産党が、戦争法廃止の国民連合政府



9・27「安倍政権NO！大行進」渋谷コースに行く

の実現を呼びかけた。早速賛成が殺到していると云う。新基地建設反対を挙げ、衆議院選で圧勝した沖縄方式が念頭に浮かぶ。私たちは国民連合政府を展望しながらも、できるところから始めたい。

政策協定をつくり、野党の選挙協力で、候補者を絞れば勝利は見えてくるに違いない。なにしろ相手は「三割」政党なのだから。「命は大切にしたい」、「アメリカのために犠牲となるのはゴメンだ」と思う国民が多数を占めるこの日本で、「三割」政党に負けるわけにゆかない。国民的な大義はこちらにある。民主党は選挙協力には前向きに対応すると云いながら、日本共産党との連立政権作りには拒絶的な姿勢を示しているようだ。しかし、国会の周辺に立ち続けて思うことがある。この戦争法反対の闘いで、国民は憲法がいかにか大切なものを改めて知る機会を得たのではないか。民主主義とは何かを自問する時間も得たのではないか。これまでとは異なる国民の意識の成熟を感じとることができる。

利害得失にこだわる政党の些末な思惑を国民の意識は乗り越えてゆくに違いないと思う。負けた気がしない。次があるからと確信できるのだ。

当面の日程

■第6回幹事会

- ・11月5日(木) 18時30分～
- ・東京労働会館5階会議室

■第 回総会

- ・11月28日(土) 17時30分～
- ・東京労働会館地下会議室

「刑事訴訟法改定案」 継続審議に！

弁護士 小池 振一郎

9月25日、参議院法務委員会は、刑事訴訟法等一部改定案を継続審議とした。今年3月に国会提出されたときは、日弁連も賛成しており、対決法案ではないと宣伝されて、すぐにでも成立するのではないかという恐れもあったが、長丁場の国会を乗り切り、ついに継続審議にまで持ち込んだ。

えん罪被害者の桜井さん（布川事件）たちがこぞって法案に反対し、その支援者たちが中心になって毎月、院内外で集会を開き、そこに各党の国会議員が参加し、超党派の運動が広がった（国際人権活動日本委員会の人たちにも毎回参加いただいた）ことが大きい。

この集会に参加した法務委員会の委員たちが、委員会審議で大変鋭い質問を連発し、法案の問題点が次々と明らかになった。法案作りをした法制審議会よりも審議が深まったことは間違いない。何しろ、法案の中身がひどかった。「可視化義務化」法案などといわれた（日弁連は未だにそう称している）が、供述が得られそうになれば取調べを録音録画しなくていいなどという抜け道があるのに、どうして「義務化」といえるのか。盗聴の対象を一般犯罪にまで大幅に拡大して、どうして組織犯罪対策に限定といえるのか。立会人もなくし、秘密保護法、戦争法、共謀罪と結びつけば、警察のやりたい放題の監視社会に道を開く。密告を合法化する司法取引は、裏取引も野放しになり、えん罪を増やす。

こんな内容を知れば知るほど、法務委員たちが真剣に追及したのは当然といえば当然であろう。政府は限定的に運用すると答弁するが、戦争法と同じで、法律的には何の歯止めにもならない。

衆議院法務委員会の野党委員たちは、日弁連の賛成を気にしないで、結束してよく頑張った。ところが、土壇場で、微々たる与野党共同修正案（共産党を除く）が提出され、採択された。民主党法務委員のレベルを超えた上からの指令があったといわれている。

衆議院で維新の党・民主党が結局賛成した以上、参議院ではすぐ終わるかと思われたが、参議院本会議での趣旨説明に対する両党の質問は実質反対討論であった。参議院は参議院という自負であるうか、衆議院で自党が賛成したことを気にもとめない質問であった。

参議院法務委員会で野党委員は、ヘイトスピーチ法案が審議中であるから他の法案審議に入れな



拷問禁止委員のメネデス氏と語る小池さん

いのが慣例であるとはがんばった。結局、政治的妥協で、趣旨説明には入ったが、「お経読み」のみ（趣旨説明に対する質疑はしない）で、終わらせることができた。

舞台は秋の臨時国会に移る。10月終わりから1ヶ月程度といわれる。国会開始直前に、法務委員会で何から審議するかが決められる。ヘイトスピーチ法案も継続審議となっており、まずは何から審議するかの攻防戦がある。

刑訴法案を先に審議させないためには、この法案を先に審議すれば時間がかかり、他の法案審議に影響するという状況を作る必要がある。戦争法案の陰に隠れていたこの法案の問題点が広く知られ、マスコミも報じ（最近では「司法取引法案」とも称している）、早期成立に向けて動いている日弁連の姿勢を転換させることが重要だ。国会審議で問題点が次々と明らかになった以上、日弁連もこれまでの姿勢を見直すときだ。

いずれにしても、臨時国会を乗り切れば、廃案の展望が出てくる。

第19回総会のお知らせ

日時 2015年11月28日（土）
17時30分～20時
場所 東京労働会館B1会議室
議題 1年間の取り組みと来期の課題
提案と討議
財政報告・来期体制
人権デーの取り組み
★交流会は「大提灯」を予定

国連拷問等禁止委員会

第3回日本政府報告提出に先がけ

リスト・オブ・イシューを公表

事務局長 松田 順一

拷問等禁止条約第3回日本政府報告の提出（締切：2017年）に先がけ、2015年6月、拷問等禁止委員会から日本政府に対し、事前質問（リスト・オブ・イシュー）が発表されました。日本政府がこの選択的手続きをとった（受け入れた）ことにより、拷問等禁止条約第19条に基づき、実質的な定期報告を構成することとなります。

質問事項は25項目

第2項の「代用監獄」制度に関して

この制度の廃止、あるいは見直すための措置として、①逮捕時から取調べの全過程を通じて弁護人と内密にアクセスができるようになっていないか、②警察の留置場に勾留されている被疑者に対する最大の勾留時間が制限されているか、③警察によって実施されている取調べと勾留の機能が実際に分離されているか、そして④すべてが可視化されているか、などが取り上げられています。

第5項の「従軍慰安婦」問題

条約第2条に基づき、①被害者本人に向けての立法上、行政上の措置が取られたか、②被害者とその家族に対して補償、謝罪、十分な心身の回復措置を含む効果的な救済と賠償がなされたか、③この犯罪の実行責任者を起訴し、相当な刑罰を科したか、そしてこの問題の、④歴史教科書への適切な記述を含め、一般国民への啓蒙がなされているか、などが提示されています。

死刑廃止と死刑確定者に対する処遇

死刑廃止を求める自由権規約の第2選択議定書を批准するためにどのような努力を払っているか、そして死刑確定者に対する処遇の問題についての回答を求めています。

その他の問題

難民問題、法執行官に対する条約上の義務の履行確認、国内人権機関の設定の進捗状況、精神病患者の入院問題などに対する質問が出されています。

第2回審査で出された4項目の勧告に対する日本政府の回答

2013年6月に行われた第2回政府報告審査後に出された総括所見の中で、委員会から4項目の勧告（代用監獄、取調べ及び自白の強要、死刑制度、慰安婦問題）についてのフォローアップ情報の提供が要請され、ていました。日本政府は1年送れて、第3回日本政府報告提出委員会からのリスト・オブ・イシューが出される直前の2015年4月に日本政府から一年遅れで回答が出されています。この中では「代用監獄」問題に関して「被疑者を管理する警察官と取調べをする警察官の機能分離は徹底しており、人権に配慮している」、死刑制度については、従来通り「国民世論による存続支持を根拠に廃止に否定的」と回答しています。「慰安婦」問題に対しても、従来通りの会等で前向きに解決しようとする姿勢は見られません。

このような状況のなか、私たちNGOは、事前質問の項目だけではなく、懸念すべきあらたな問題についても、意見を集約し、拷問禁止委員会に有効に伝えることが重要になってきます。

自由権規約第6回日本政府報告で出された総括所見のフォローアップ項目のなかの「代用監獄と自白の強要」について意見を提出しました。

昨年の自由権規約第6回審査で、委員会から出された総括所見のフォローアップ（4項目）について、2015年8月、日本政府は回答をしました。

「技能実習制度」問題以外は拷問禁止委員会から出されたフォローアップ項目と同じで、NGOに対しても、アンケート形式で意見を求める要請がありました。締切りが1ヵ月以内という時間的制限のあるなか、「代用監獄と自白の強要」の項目について、小池振一郎弁護士が、遅れた日本の刑事司法の問題点をアンケートに記述し、NGOの意見として提出しました。

日本の安全保障法制に 世界36カ国のNGO 331団体が反対

日本の安全保障法制に反対して世界のNGOが声をあげました。ヒューマンライツ・ナウが参加するNGO非戦ネット107団体の呼びかけで、わずか10日ほどの期間に、世界36カ国、331の団体が、日本の安全保障法案に対する強い危惧を表明し、反対の意思を明らかにしました。

<呼びかけ文>

私たち下記に署名したNGOは、現在日本で進んでいる、安全保障法制制定の動きに対し、強い警戒心を表明し、これに反対します。

- 1 日本は、アジア太平洋地域に対する植民地支配と侵略戦争により、多大な人命の犠牲と人権侵害を引き起こし、その傷は今も癒えることはありません。日本は70年前の敗戦にあたり、自らの起こした戦争による甚大な犠牲に対する深い反省のもと、軍国主義と決別することを決意し、日本国憲法9条に基づき、戦争放棄を世界に向けて誓約しました。この「不戦の誓い」のもと、この70年間、少なくとも日本が海外で戦闘行為に参加することはありませんでした。
- 2 現在、日本で審議が続いている安全保障法制は、日本が米国その他密接な関係を有する国に対する武力攻撃があった場合に、他国間の戦争に自ら参戦し海外で武力行使をする、集団的自衛権の行使を容認しようとするものです。このほか、国際平和協力の名のもとに、他国の紛争において弾薬の輸送を含む、武力行使と一体となった兵站活動を広く認めようとしています。法案ではこうした日本が参加する武力紛争、軍兵站活動には、何ら地理的限定がなく、広くアジア、中東、アフリカまでが射程に入ります。
- 3 日本では、憲法学者の多くがこうした法制は憲法9条に反すると意見表明し、国民の多数がこの法制に反対しています。にもかかわらず、衆議院では十分な審議もなされないまま、今年7月に法案が採択され、法案は、参議院での審議に入っています。
- 4 アジア太平洋地域において、日本の戦争行為によって、再び人々が殺し殺される関係に立つこと、アジア太平洋地域が再び悲惨な戦争の惨禍にみまわれることに、私たちは強く反対します。また、日本の戦争行為が中東、アフリカなど戦禍に苦しむ地域に及び、日本が殺戮の加担者になることにも私たちは強く反対します。
- 5 私たちは、紛争やいわゆるテロの温床となっている貧困、格差、差別、人権抑圧といった構造的な暴力を解決せずしては世界から紛争はなくならないと考えています。この根本的な問題に目を向けず、軍事

力に頼って世界の公正な秩序を作ることはできません。今軍事化・暴力化する世界の中でこそ「国際紛争を武力によって解決しない」という日本の平和主義は不完全とはいえ国際平和に向けた一つのオルタナティブなのです。この平和主義を国際社会全体で補いあい、広げていく努力をしていかなければなりません。

私たちはここに改めて今日本の国会で審議されている安保法制は国際市民社会の希望に逆行するものとして反対の意思を表明します。

<賛同NGO>

アジア・太平洋—インド、インドネシア、オーストラリア、韓国、フィリピンなどの81団体 ヨーロッパ—イギリス、イタリア、オランダ、ドイツ、フィンランド、フランスなどの15団体、北米—アメリカ、カナダなどの26団体 中東/中央アジア/アフリカ—イスラエル、イラク、アフガニスタン、パキスタンなどの18団体

<インターナショナル> (10団体)

Asian Democracy Network (ADN) / Global Partnership for the Prevention of Armed Conflict (GPPAC) / GPPAC Southeast Asia / GPPAC Central Asia / GPPAC Mexico Network / International Peace Bureau / Middle East and North Africa Partnership for Preventing of Armed Conflict (MENAPPAC) / Asia Pacific Forum on Women, Law and Development / International Association of Democratic Lawyers / Pax Christi International

井川昌之さんご逝去のお知らせ

井川昌之さんが、7月 日、ご病気のため逝去されました。75歳でした。国際人権活動日本委員会の前身は、1993年に誕生した「日本の職場における人権侵害を国際世論に訴える実行委員会」です。共産党の緒方靖夫さん宅の電話盗聴事件を国連人権委員会に訴える要請行動に参加したメンバーを中心に結成され、毎年国連要請団を送り出してきました。

その後の活動の発展のなかで、名称を変え、国連の経社理の特別協議資格を取得し活動を行ってきました。井川さんは、最初の国連要請団の事務局長で、その後も10年近く要請団の事務局長を続けてきた国際人権活動日本委員会の「生みの親」の一人です。来年3月に「偲ぶ会」を予定し、現在準備中です。

井川さん、ありがとう！

2015年8月、国連人権理事会諮問委員会で発言

「ヘイト・スピーチ」—前田朗さん発言 (主旨)

日本では少数民族に対する差別の扇動が目立ってきている。かつて植民地とされ、日本にわたってきた朝鮮・韓国の子孫である在日朝鮮人へのヘイト・スピーチや差別が激しく行われている。

2014年の自由権規約委員会は、「ヘイト・スピーチを予防するよう」人種差別撤廃委員会は、「ヘイト・スピーチを犯罪とするよう」勧告したが、日本政府はこの勧告を拒否。このため、地方自治体は、「慰安婦」に対するヘイト・スピーチを行う団体に公共施設を利用させてきた。人権NGOの申し入れに対し、結社の自由、表現の自由を根拠に人権NGOの意見を拒否している。その結果、インターネット上では、公共施設で差別扇動集會が行われていることを告知するニュースが流れている。国・地方自治体には、人種差別禁止条約のもと、人種差別を予防する義務がある。いかなる

個人、集団または団体による人種差別も禁止することが求められる。

「地方政治と人権」—前田弓恵さん発言 (主旨)

最近、日本の地方自体は、憲法九条の戦争放棄の主旨をアピールする集會に公共施設利用を拒否する例が頻繁におこっている。九条の會が市民フェスティバルから排除されたり、九条の會主催の集會の協賛をキャンセルされたり、九条擁護の女性デモを謳った俳句が公的雑誌から排除された。公務員には憲法尊重義務がある。市民が平和について語る自由が保障されるべきである。「諸都市の人権グローバル憲章」によれば、市民は干渉されずに自己の意見を持ち、多様な情報を得ることができるとしている。都市は議論と意見交換を促進するべきである。

原口やす子さんは無罪

「大崎事件」 第3次再審開始に全力

堀田孝一 (国民救援会宮崎県本部事務局長 個人会員)



7月8日、原口アヤ子さんは殺人の汚名を晴らすべく、鹿児島地裁に第3次再審開始の申立てを元氣に行いました。第1次と第2次で築いた貴重な到達点が、今回の再審請求の柱となりました。

新証拠のひとつは、東京医科大学法医学吉田謙一教授による法医学鑑定書です。そのなかで、裁判所が過去に認定した殺害の方法と遺体所見が矛盾していること。鑑定の結果、事故死の可能性が明白となりました。私たちは現地調査で毎回自転車で側溝に落ちたことが原因の事故死の可能性に確信を持ってきたのですが、そのとおりの鑑定結果が出たのです。「殺人」がそもそもなかったのです。それで原口アヤ子さんはじめ多くの親族が犠牲となってきたのです。

二つ目の新証拠は、第二次再審抗告審決定の柱で、信用できるとされてきた第三者の女性の供述を大橋靖史教授と高木光太郎教授が供述心理分析鑑定を行い、「非体験性兆候」が複数確認されることがわかり、供述の信用性が大きく崩れていることです。これらによって、「殺人」はなかった

こと。「共犯者」らは警察の拷問に近い取り調べで虚偽の証言を強いられていたこと、その証言によって原口アヤ子さんは「殺人」の主犯とされてきたことがいよいよ明白になりました。もはや一刻もはやく再審を開始する以外にないことを確信します。

大崎事件とは

1979年、鹿児島県大崎町で、Kさんが自宅の牛小屋の堆肥の中から遺体で発見された事件。Kさんは3日前に用水路に自転車とともに倒れていたのを発見され、家に運ばれた後に行方不明となっていた。警察は近親者の犯行と断定し、Kさんの長兄とその妻アヤ子さん他2人を殺人・死体遺棄容疑で逮捕。アヤコさんは一貫して無実を訴えたが裁判では有罪とされ、10年間服役した後、再審請求した。鹿児島地裁は再審開始の決定を行ったが福岡高裁宮崎支部は再審開始決定を取り消した。原口さんは最高裁に特別抗告し棄却された。2010年に第2次再審請求を申し立てたが棄却。今回は第3次の再審請求申立となる。

前号(127号)からの活動日誌

7月9日 院内学習会「安全保障法制を問う」パート2
7月10日 ニュース127号発送
7月11日 「言論の自由」トークイベント
7月14日 第4回幹事会
7月15日 シンポ「安全保障法制の問題点を考える」
7月16日 安全保障法制反対国会正門前集会 ?
7月17日 国会正門前大集会
7月18日 「アベ政治を許さない」アクション
7月23日 院内集会「刑法」12時～14時 「安全保障法案」国会前行動 18時～
7月24日 「安全保障法案」日比谷野音～国会
7月25日 大崎事件総会
7月26日 「安全保障法案」国会包囲行動
7月28日 「安全保障法案」日比谷野音集会・デモ
7月30日 「安全保障法案」国会前行動
7月31日 「安全保障法案」国会前抗議行動

8月4日 「盗聴法・刑事訴訟等改正を考える勉強会」
8月6日 院内集会「盗聴・密告・冤罪」など刑事司法国会前「戦争法案」木曜行動
8月8日 戦後70年記念シンポジウム
8月9日 集会「1票の力を今こそ」
8月10日 JAL不当解雇シンポジウム
8月11日 第4回代表者会議
8月13日 「安全保障法案」国会前行動
8月15日 集会「リベラル勢力の結集を」
8月18日 戦争はごめん、女性の集い
8月20日 [安全保障法案]国会前行動
8月21日 「日の丸・君が代」文科省との対話集会
8月22日 戦後70年—東京国際シンポジウム

8月26日 「安保法制」日比谷野音大集会
8月27日 院内集会「盗聴法・刑法」国会前行動
8月28日 井川さん「偲ぶ会」実行委員会発足
8月30日 「安全保障法案」反対国会包囲12万人行動(全国各地で開催)
8月31日 シンポ「戦争と秘密保護法」

9月1日 デモ「憲法破壊の公明党を糾弾する」
9月2日 「活用しよう！社会権規約」
9月3日 日の丸・君が代裁判、院内集会「可視化・司法改革」、「安保保障法案」木曜行動
9月7日 市民集会「共謀罪と監視社会」
9月8日 第5回幹事会
9月9日 集会「秘密保護法と安全保障法制」
9月10日 「戦争法案」木曜行動
9月11日 「盗聴法・刑事訴訟法」超党派議員と市民の勉強会
9月12日 辺野古・戦争法案「国会包囲」
9月13日 「ニセ可視化・司法取引・盗聴拡大」市民集会
9月14日～18日 連日 国会包囲行動
9月19日(未明)「安全保障法案」参議院で採決(?)
9月23日 9・23 さようなら原発 さようなら戦争 全国集会・デモ
9月24日 国会正門前木曜行動
9月26日 憲法会議主催学習会「
9月29日 第13回戦争法反対街頭宣伝行動(大塚駅)

10月2日 安倍政権NO！集会と新橋・銀座大デモ
10月8日 戦争法廃止！安倍内閣退陣！総がかり行動集会

掲示板

<裁判傍聴>

- CAD解雇裁判 10月26日(月)10時30分～ 東京地裁631号法廷
- 明治乳業中労委審問(第4回) 10月27日(火)13時～ (第5回) 11月16日(月)13時～
- 鶴川高校「中労委命令取消訴訟」(学園側の訴え) 1月11日(水)東京地裁527号法廷

<集会・シンポ・イベント>

- 10月17日(土) “被爆70年のつどい”「広島・長崎はなんだったのか？—今を戦前にしないために」被爆者の声を聞こう 13時～17時 日比谷公会堂参加費/500円(障害者、高校生以下は無料)
- 10月19日(月)戦争法を廃案に！国会前行動 ※以後、毎月19日の行動)18時30分～
- 10月23日(金)「第28回東京争議団総行動」8時30分～17時20分(東京都庁→ダイワード→市進学院→地裁高裁前→新国立劇場→明治ホールディングス→日本航空本社)
- 10月23日(金)学習会「子どもの権利条約の実施状況と課題」～第4～5回統合報告書の提出にむけて 連合会館5階501会議室 /500円
- 10月25日(日)沖縄・辺野古に基地はいらない！命ど

う宝 団結まつり 10時～15時 江東区・亀戸中央公園A地区(時計台側)

- 10月27日(火) 2015年国連軍縮週間のつどい—核兵器のない世界へ 15時30分～18時30分 衆議院第1議員会館多目的ホール
- 10月30日(金)ケント・ウォン氏記念講演「アメリカにおける低賃金労働の現状と展望」 18時～20時 弁護士会館17階1701会議
- 11月7日(土)『白鳥決定』40周年シンポジウム 再審に新しい風を！開演13時30分～16時45分 青山学院大学6号館2階621号教室 資料代500円
- 11月27日(金) 1点共闘から政治改革をめざす「共闘への発展に関するシンポジウム」 13時～16時20分 板橋区立文化会館 参加費1000円
- 11月28日(土) 第19回総会 17時30分～
- 12月4日(金)国連人権デー (日本—12月4日～10日 人権週刊)
- 12月5日 人権勧告の実現を！
- 12月6日(日)レッド・ページ65周年の集い 13時～ 全労連会館ホール